

表1 平戸市の高齢者数・高齢化率の推移

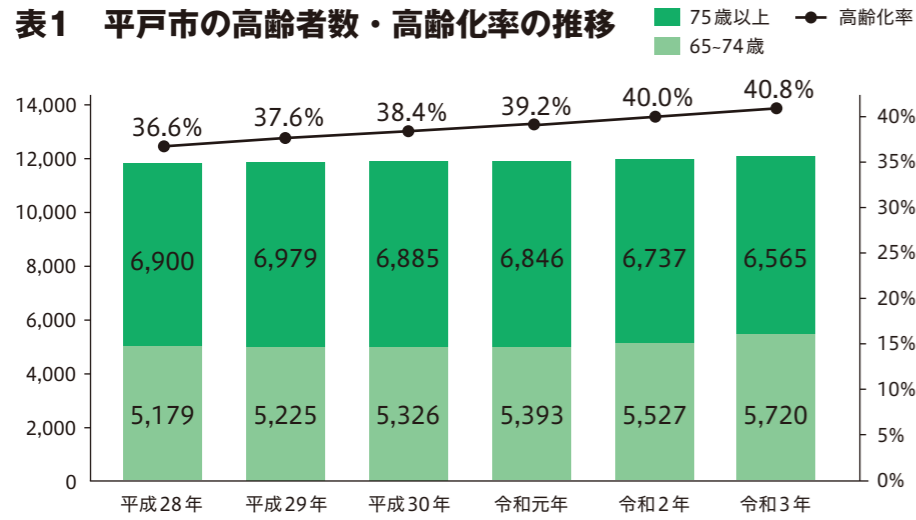
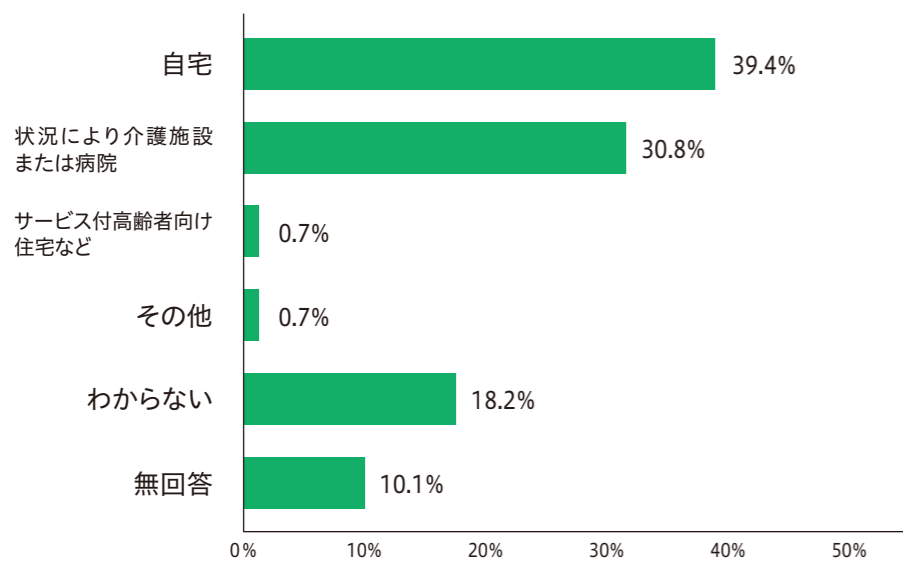


表2 最期のときをどこで迎えたいと思うか



高齢者を支える地域づくり

- ▼高齢者が自分らしく暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりにつながる社会参加を促進するとともに、ボランティア活動への参加促進や外出を支援。
- ▼認知症のある高齢者を地域で支える仕組みづくりや家族など在宅での介護者の負担軽減。
- ▼高齢者を虐待や犯罪被害から守るための体制づくり、災害や感染症に対する備えを進めます。

介護予防・日常生活支援の推進

- ▼高齢者が生き生きと暮らせるよう、健康状態や生活機能に応じた介護予防や食などの日常生活への支援、通いの場やサロンの支援、ボランティアの養成や育成など。

介護サービスの充実

- ▼介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営めるよう、住まいの安定確保や在宅生活が困難になっても安心して介護サービスが受けられるような環境や体制を整備。

本計画の策定にあたり実施した「高齢者実態調査アンケート」によると、介護が必要になった時および最期を迎える時は「自宅で」との希望が最多となっています(表2)。希望する場で、介護を受け療養できるように、関わる人の理解を深め、医療と介護の連携を推進する必要性があります。

平戸市が目指す高齢社会像
本計画において目指す高齢社会像は、「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を發揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」です。その実現のために、左の3点を基本目標に総合的に取り組んでいきます。

神鳥地区の住民主体の通いの場「神鳥なでしこ」の皆さん。よかよか体操後の茶話会では、メンバーの誕生日会を開くなど楽しく活動しています。



特集

いつまでも自分らしく

～第8期平戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定～
(令和3年度～令和5年度)

問 長寿介護課介護保険班・高齢者支援班 ☎22-9134

第8期計画を策定

全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと自分らしく暮らせるまちづくりを推進するため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。第8期は、令和3年度から令和5年度までの計画です。

高齢者人口がピークに

令和3年3月31日現在、平戸市の65歳以上の高齢者人口は12,285人、高齢者人口の割合は40.8%(前回第7期計画策定時の平成30年3月末時点での高齢化率は38.4%)となっており、現在がピーク期にあります(表1)。

最後は緩やかに減少する見込みですが、団塊の世代を含む75歳以上の後期高齢者は令和7年度まで増加が続きと予想されます。

最後まで自宅で暮らしたい



右・中_わきあいあいとグラウンドゴルフをプレーするひらんGGの皆さん
左_市民病院の理学療法士からアドバイスを受けながらよかよか体操をする神鳥なでしこの皆さん



令和3年度からの介護保険料が変わりました

令和3年度から3年間の第8期の介護保険料を改定しました。具体的には、介護保険料(月額)の基準額が、6,175円から5,875円へ4.9%の減額になりました。

所得段階	所得などの条件	保険料率	保険料年額(月額)
1	▼生活保護を受けている人 ▼世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ▼世帯員全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.30	21,100円(1,762円)
2	世帯員全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.50	35,200円(2,937円)
3	世帯員全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が120万円を超える人	基準額×0.70	49,300円(4,112円)
4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.90	63,400円(5,287円)
5	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	70,500円(5,875円)
6	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額×1.20	84,600円(7,050円)
7	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	91,600円(7,637円)
8	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	105,700円(8,812円)
9	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上の人	基準額×1.70	119,800円(9,987円)

高齢者の困りごとや相談は地域包括支援センターへ

- 平戸市地域包括支援センター(平戸市役所1階③番窓口) ☎22-9133
- 身近な相談窓口として、下記のとおり高齢者支援センターを設置しています。

名称	所在地	電話番号
平戸地区高齢者支援センター(社協内)	岩の上町1466番地	☎22-2180
生月地区高齢者支援センター(社協内)	生月町山田免3011番地	☎53-2615
田平地区高齢者支援センター(社協内)	田平町里免90番地	☎57-3142
大島地区高齢者支援センター(社協内)	大島村前平2727番地	☎55-2100
平戸荘高齢者支援センター	紐差町450番地	☎28-0775
高齢者支援センターわだつみの里	辻町178番地	☎27-2345

高齢者を支える地域包括ケアシステム

2025年(令和7年)は、第1次ベビーブームと呼ばれる「団塊の世代」の人すべてが75歳以上の後期高齢者になる年です。「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、地域の実情に合った基盤を整備するように推進します。

地域にあった基盤を整備

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた身近な地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、必要な支援やサービスが提供される仕組みです。

行政サービスのみならず、ボランティア、NPO、各種団体などの多様な事業主体が参画し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援などが包括的・継続的に提供されます。人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らし、助け合いながら暮らしていくことができる社会を目指します。

知っていますか。地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」という言葉は第6期(平成27年度から平成29年度)の介護保険事業計画から登場しています。本計画の策定にあたり実施したアンケート調査では、

地域包括支援センターの認知度は約56%で、地域包括ケアシステムができていないと思うかどうかは「わからない」とする回答の割合が約68%でした。今後も地域包括ケアシステムの認知度向上に努めていきます。

地域包括支援センターと生活圏域における高齢者支援

市では、地域包括ケアシステムを進めるため、長寿介護課内に地域包括支援センターを、日常生活圏域である北部(度島含む)、中部、南部、田平、生月、大島に高齢者支援センターを設置しています。高齢者に関わる事業の実施や各種相談を受けながら、地域の課題や生活ニーズを把握し、各地域の実情に応じた取り組みを進めています。

今後も引き続き、高齢者の一人ひとりが住み慣れた地域において「いつまでも自分らしく望む生活を送れる」よう、地域包括ケアシステムを推進していきます。

図1 地域包括ケアシステムのイメージ

